

弁護士 山岸 純 先生

(FAX : ██████████)

令和4年4月1日

〒 ██████████
東京都千代田区平河町 ██████████

フリージア法律事務所
渡辺哲三, 桑原久夫 代理人
弁護士 藤井裕子
TEL ██████████
FAX ██████████

〒 ██████████
東京都千代田区麴町 ██████████

リンク総合法律事務所
渡辺哲三 桑原久夫 代理人藤井裕子 復代理人
弁護士 阿部克臣 (連絡担当)
TEL ██████████
FAX ██████████

ご 連 絡

冠省

令和4年3月31日付け貴殿のFAX内容を拝見しましたが、保全抗告決定における会計監査の地位及び権限の喪失の時期は、同月30日付け決定書7頁に記載のとおりです。

同決定書においても、渡辺哲三及び桑原久夫は、監査未了の平成31年4月1日～令和2年3月31日の会計監査、令和2年4月1日～令和3年3月31日の2期を監査する会計監査であって、同期間における豊洲町会の会計につき、会計監査をする権利義務があり、会計監査の職務として、定期総会の報告義務があります。

そもそも、上記2期は選挙で選ばれた渡辺哲三及び桑原久夫の会計監査の当初からの任期に対応する期間であることは自明です。

渡辺哲三及び桑原久夫に上記2期の会計監査をさせるのであれば日程等をいただき、会計監査をさせるつもりがないのであればその旨、阿部宛 (FAX : ██████████) に FAX にてご連絡ください (FAX が送信できないとのことですが、確認したところ当方で FAX が受信できない事情は見あたらず、また、貴職からは以前にも FAX を受信しているため、理由は分かりかねます。引き続き送信できない場合は、大変お手数ですが、時間を変えて当職宛てに再送していただきますようお願い申し上げます。)

なお、会費について従前は集金がなされていたところ、令和3年度は会費の

請求については、株式会社三栄堂や渡辺哲三ではなく、間違った商号で、法人住所や個人住所とは異なる場所に届いていました。

渡辺哲三がその届けを受けた後、先日の令和4年3月15日に株式会社三栄堂で豊洲町会宛に振込みにて会費3600円を支払いました。そして、豊洲町会の女性から株式会社三栄堂の経理へ問い合わせの電話が入り、会費の支払い入金が確認されています。

このように、間違った商号、間違った場所への請求書の送付があった上に、支払側・受領側も会費の支払い確認もされているにもかかわらず、貴殿から会費の支払義務を果たしていないと等言われていることから、豊洲町会の会計業務は機能していないことが強く推定できます。

一層、早急な会計監査が必要不可欠と思料されます。

草々